請願・陳情とは？

市政に関して要望があるときは、どなたでも市議会に請願・陳情をすることができます。受付は随時ですが、定例会の最終日前日以後に受け付けた請願は、次の定例会に上程されます。

請願をするには議員の紹介が必要ですが、陳情には必要ありません。

なお、紹介議員のない要望なども陳情と同じ取り扱いになります。

請願・陳情の流れ

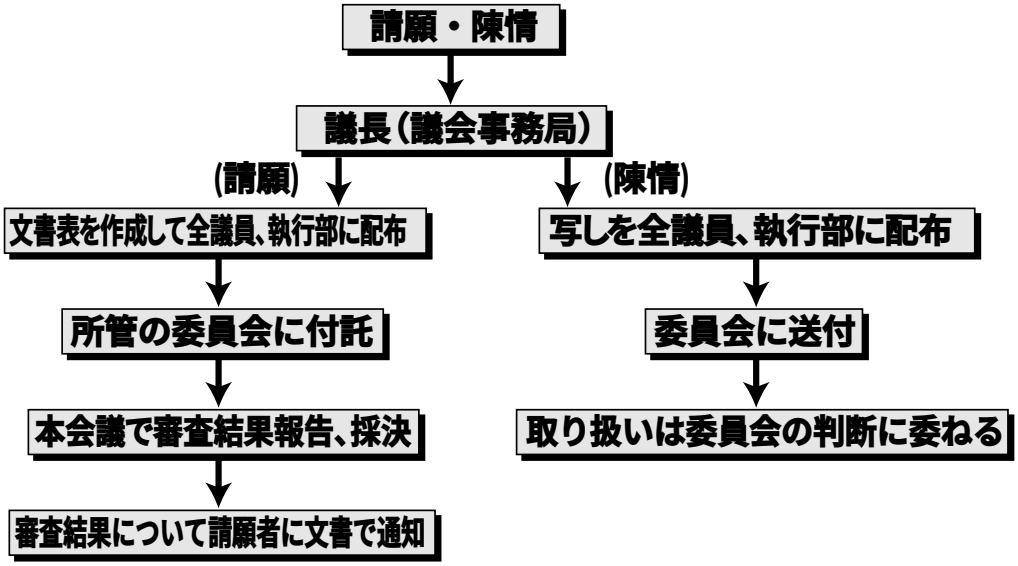

請願・陳情の手続きについて

（１）下記の様式例を参考にして、作成してください。

（２）請願の場合は、必ず１人以上の紹介議員が必要です。
紹介議員の署名、または記名押印を受けてください。

（３）請願書・陳情書は事務局へご持参ください。

様式例（縦書き・横書きは問いません）

（表紙）

平成　年　月　日

春日市議会議長　様

紹介議員　○○○○　印
（請願書のみ必要です）

○○○○○○○に関する請願書（陳情書）

請願者（陳情者）
住所
氏名（代表者）　印
電話

（内容）

○○○○○○○に関する請願書（陳情書）

【要旨】
（内容を簡単にまとめて書く）

【理由】
（事柄と内容をわかりやすく）

※必要があれば別に図面や参考資料を添付してください。
※署名簿については、末尾に添付してください。